

令和7年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和7年3月6日（木曜日）

○日時 令和7年3月6日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第14号 令和6年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第15号 令和6年度網走市介護保険特別会計補正予算
3. 議案第17号 令和6年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
4. 議案第18号 令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
5. 議案第25号 網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
6. 高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書提出要請
7. 請願第15号 大空町に広域ごみ処理施設を新設することに関する請願
(6.12.6 継続審査)
8. 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書提出要請
(6.12.6 継続審査)

○出席委員（7名）

委員長	永本浩子
副委員長	村椿敏章
委員	金兵智則
	栗田政男
	里見哲也
	古田純也
	古都宣裕

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員（7名）

石垣直樹
井戸達也
澤谷淳子
立崎聡一

深津晴江

松浦敏司

山田庫司郎

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
戸籍保険課長	渡邊眞知子
戸籍保険課参事	小沼麻紀
生活環境課長	寺口貴広
廃棄物処理広域化推進室参事	田中正幸
廃棄物処理広域化推進室参事	松井直行
健康推進課長	本橋洋樹
健康推進課参事	今野多賀子
社会福祉課長	清杉利明
介護福祉課長	小沼寛人
子育て支援課長	岩本純一
子育て支援課参事	東出信幸

.....

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	北村幸彦
学校教育部次長	大垣正紀
社会教育部長	吉村学
学校教育課長	高橋善彦
学校教育課参事	里見達也
スポーツ課長	大西広幸
スポーツ課参事	佐藤潤一

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係長	和田亮
総務議事係	早渕由樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案5件、継続審査中のものも含め、請願1件、要請2件について

て審査いたします。

本日の進行ですが、まず、市民環境部関係分について審査を、理事者入れ替えをし、健康福祉部関係分について審査いたします。その後、理事者入れ替えをし、教育委員会関係分について審査を行います。その後も理事者入れ替えをし、要請等の審査を行います。

それでは、まず初めに、議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算、戸籍住民基本台帳管理事業、戸籍事務システム標準化等改修事業について説明を求めます。

○渡邊真知子戸籍保険課長 議案資料35ページを御覧ください。

令和6年度一般会計補正予算のうち、戸籍住民基本台帳費、戸籍事務システム標準化等改修事業の減額及び財源補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容ですが、当初予定していたシステム改修が令和7年度へ先送りされたことから、証明書等コンビニ交付システム等の改修委託料605万円を減額補正し、また、当初予算作成時には、国の補助が確定していなかった戸籍情報システムの改修について補助金の交付決定を受けたことから、システム改修委託料130万9,000円について財源補正するものです。

次に、補正額、（１）歳出予算ですが、605万円が減額となり、その財源内訳は国庫補助金から550万円の減額となりますが、財源補正で130万9,000円が増額となるため、実際には419万1,000円が減額となり、残りの減額補正55万円は一般財源からの減額で、財源補正の130万9,000円の減額と合わせて185万9,000円が減額となります。

（２）の歳入予算につきましては、表に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、後期高齢者医療特別会計繰出金について、議案第18号令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について、関連がありますので一括して説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 令和6年度一般会計高齢者福祉費及び後期高齢者医療特別会計補正予算に

つきまして、一括して御説明いたします。

初めに、議案資料5号、47ページ、後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容ですが、後期高齢者の健康診査委託料及び後期高齢者医療広域連合納付金の保険料分について、当初見込みを上回ることから追加補正を行うものであり、補正額は委託料170万円、負担金補助及び交付金2,100万円となります。

2の補正額であります。歳出予算につきましては、（１）歳出予算に記載のとおりとなり、①医療給付費について、財源内訳は、一般会計繰入金45万8,000円、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入が124万2,000円となります。

ここで、議案資料38ページ、一般会計高齢者福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金を御覧ください。

ただいま御説明いたしました、健康診査委託料追加補正分は、一般会計からの特別会計への繰出金となりますので、同じく45万8,000円を追加補正し、財源は全額一般財源となります。

47ページに戻りまして、ページ中段2、補正額の②後期高齢者医療広域連合保険料等納付金につきまして、財源は全額後期高齢者医療保険料となります。

次ページになりまして、歳入予算につきましては、（２）歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この金額が上がったというのは保険者が増えたというふうに考えていいのかなと思うんですけども、計画のときと実績の、数字というんですかね、その辺について確認させていただきたいと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今回の増額の理由ですが、今年度、保険料の料率改定の年でしたので、毎年これまでの数値を基にしまして、約3,000万円ほど上昇する見込みをしておりましたが、実際のところ5,000万円ちょっと、調定額として上がったということになります。

主な理由としましては、後期高齢者医療への被保険者の増加と、あと1人当たりの所得の上昇が主な原因と考えております。

○村椿敏章委員 今の御答弁の中では、人数などについて出ていなかったんですけども、人数は増え

ていないんですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 人数のほうは、令和5年末と今現在と比べまして、132人プラスしております、増減は毎月ありますので、月平均でいくと45人程度増えまして、30人程度喪失ということになりますので、実際は12、13名程度、毎月増えているような形になります。

○村椿敏章委員 そういう意味では、人数がそれほど増えた、当初から増えたというわけではなくて、先ほどのその所得が増えたとか、その辺が原因だというふうに押さえればよろしいということですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 一つが原因ということではないと思いますが、それぞれ人数の増加、所得の増加という、これまでのちょっと予算のこちらのほうの見込みよりも多かったということで、ちょっといろいろな要因が絡み合っていると思います。

○村椿敏章委員 理解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、ごみ処理事業廃棄物処理広域化推進協議会負担金外2事業について、繰越明許費補正が関連しておりますので、一括して説明を求めます。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 議案資料5号、40ページから41ページを御覧願います。

令和6年度一般会計清掃費補正予算、廃棄物処理広域化推進協議会負担金外2事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、斜網地区1市5町による広域廃棄物中間処理施設の建設予定地が変更となるため、次の経費を減額補正するものであります。

また、令和6年度分の協議会派遣に伴う人件費及び清里町が協議会に加入したことによる令和4年度、令和5年度発注業務等の清算について、協議会から支払われる金額を、協議会への負担金請求額を相殺することとなったため、併せて減額補正するものであります。

減額補正の内容としましては、基本計画等業務委託料1,336万5,000円、土砂流出防止対策施設の設置工事、工事請負費1億2,000万円、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会に対する負担金1,955万6,000円、合計で1億5,292万1,000円の減額となります。

2の補正額の歳出予算、歳入予算は記載のとおりで、財源は5町からの負担金のほか、国庫補助金、一般財源及び市債となっております。

関連しまして、議案資料23ページを御覧ください。補正予算の概要の2、繰越明許費の補正の一番下、土砂流出防止対策施設整備事業1億2,000万円については廃止となります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、次、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村椿敏章委員 今回の補正予算の減額についてですけれども、やはり何が理由だったかというか、土砂流出防止施設の設置工事ですか、この1億2,000万円については9月の補正予算に入れたものですね。そのときには規模も、それから施設の内容も決まっていないのに、1万4,000平米の敷地、それから接続道路から出る水を処理するとしてつけた予算であったわけで、なぜそこまでしてこの予算をつけないならなかったのか、再度確認させていただきたいと思います。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 この土砂流出防止対策施設の設置工事1億2,000万円についてですけれども、まず道路を造るのと、あと宅盤造成前に、近傍を流れる河川に土砂が流出しないよう対策をするために、この時点では必要だということと考えておりました。

○村椿敏章委員 その道路をつける横に河川が流れていてね、早期に発注しなければいけないということも言われておりましたけれども、実際ここが建てられる場所なのかどうなのかということも、検証しないまま進めていったというのが一番原因なのではないでしょうか。

○永本浩子委員長 その件に関しましては、検証委員会のほうでやっていることですし、その予算はこの委員会で、そのときにきちんと通しておりますので、その点を踏まえてきちんと質問してください。

○村椿敏章委員 今、検証委員会が立ち上がって進めているというのはわかりますけれども、それではその検証委員会のほうの状況というのはどうなっているのかを伺いたいと思います。

○永本浩子委員長 暫時休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

○村椿敏章委員 そうですね、今進めている検証委員会、様々議論されているということは報道ではわかっておりますけれども、やはり今回、広域化ありきでどんどん進めてきたというのが一番の問題なのかなと私は思っています。ぜひ、この後については、やはりどうごみ処理をしていくかということをして市民にも知らせ、市民の合意を得た上でね、進めていくべきだと思います。

それからもう一つ、繰越しですか、1億2,000万円をするということですが、これはどういう意味で繰越しするということなのでしょう。

○永本浩子委員長 減額をして繰越しをしないということですので。よろしいでしょうか。

○村椿敏章委員 繰越をやめるということですね。わかりました。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○古都宣裕委員 工事自体がなくなったことによる減額で、工事費等はわかるんですけれども、この下段のほうの、国庫補助金の中では445万5,000円とか細々書いているんですけれども、一部何かしらに使って戻すのが445万5,000円なのか、それとも国庫補助金は全額戻すような形なのか、使われているとしたら、どういったものに使った部分で、その一部なのか、その割合というのはどういうふうになっているのか、それぞれ知りたいんですけれども。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 こちらの広域廃棄物中間処理施設整備調査事業についてですが、こちらにつきましては中間処理施設の基本計画の策定と環境影響調査の内容となっております、候補地が取りやめになったということで、その時点でストップしています。もう契約をして、その事業というのは進んでいたんですけれども、その時点でストップしまして、そこまでに手掛けた部分につきましては契約変更しまして、減額となっています。この事業、全額がもとも交付金の対象事業となっております。契約変更による減額によって、全額ではないんですけれども、交付金の一部がやっぱりそれに伴って減額になっているということと、あと一般財源と5町からの負担金についても契約金額の変更によって、その部分が減少しているという内容

となります。

○古都宣裕委員 もっとシンプルなところを聞いていまして、例えば半分が国庫補助金だったのが、一部使いましたよというのは、それは存じているんですけれども、そのときの返還の対象になったときに、国は、じゃあもともと支出額の全額を返せって言われるのか、その使った分も含めて残った額の中からもとの割合で戻しているのか、そういったので戻す金額とか変わってきて、市の負担とか変わってくると思うんですけれども、そういうのはどうなっているんですかということを聞いたかったんですよね。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 交付金についてはまだ入ってきてはいないんですけれども、まずこの事業のですね、減額となった分が1,336万5,000円でございます、このうち交付金、交付率が3分の1となっておりまして、1,336万5,000円を3で割った、445万5,000円が交付金の減額分となります。

○古都宣裕委員 ということは、一部使われたけれども、もともと予算額としてあった部分の中の、国庫補助金の分は丸々返さなきゃいけないと、来ていないので、その分はその分で計上して、じゃあ使った分ってどうなるかって言ったら、それは市からの持ち出しで、一般財源の分の支出分を減らしてやっているという理解、市税が使われたという理解でいいですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 一般財源の持ち出しが、その交付金の減によって増えたということではなくて、この契約金額が、もともとその見込んでいた契約金額よりも下がっている、その下がった事業費に対して交付金が3分の1入ってくるということになります。なので、一般財源の持ち出しが増えたということではないということになります。

○古都宣裕委員 これ、なくなった業務だから、基本的には入らないとは思いますが、なくなったけれども一部進んだ部分で支出が発生するわけですよね。その部分も見た上で、じゃあ交付金って来るんですか。それとも、なくなったものだから、交付金が来なくなるから、その部分の支出というのが一般財源になるのかというところを聞いたかったんですけれども、ちょっと説明がよくわからないんですけれども。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時26分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 この業務につきましては、途中で中断ということにはなっておりますけれども、そこまでの分、契約の変更をした額に対しては交付金が3分の1が当たるということとなっております。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、一般廃棄物等処理に係る業務委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○寺口貴広生活環境課長 議案資料24ページ、資料5号の3、債務負担行為の補正を御覧ください。

一般会計の2段目の一般廃棄物等処理に係る業務委託契約ですが、令和7年度当初より業務を開始できるよう、令和6年度中に契約事務を執り進める必要があることから、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

業務期間は令和7年度から令和9年度の3年間とし、限度額を総額8億5,654万8,000円とするものです。

内訳として4つの業務があり、一般廃棄物収集運搬業務が4億7,011万8,000円、資源物収集運搬業務が2億988万円、生ごみ堆肥化施設維持管理業務が1億2,068万1,000円、パトロール業務が5,586万9,000円となっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

○金兵智則委員 大変申し訳ないんですが、詳細、細分のところ、もう一度ちょっと説明、金額を伺ってもいいでしょうか。

○寺口貴広生活環境課長 4つの業務の内訳でございますが、一般廃棄物収集運搬業務が4億7,000飛んで11万8,000円、資源物収集運搬業務が2億飛んで988万円、生ごみ堆肥化施設維持管理業務が1億2,000飛んで68万1,000円、パトロール業務が5,586万9,000円となっております。

○永本浩子委員長 質疑ございますか。

○古都宣裕委員 まず、このそれぞれ4つ上げてい

ただいております、金兵委員からもう一度言ってくださいというふうにもなったんですけども、こういう数字があるもの、別表でもいいから、前も言っているんですけども、こういうところは載せていただきたい、前もって。まずそれが1点、これは要望ですね。あと、これ、それぞれなんですけれども、これは単年ですか、それとも何年かの契約になるんですか。

○寺口貴広生活環境課長 この業務につきましては3年、令和7年度から令和9年度の3年間の業務の総額となっております。

○古都宣裕委員 それぞれ単年度であったって、多分若干増えているんだろうと思うんですけども、それは燃料高騰と資材高騰等によるもので、どれぐらい上がっているのでしょうか。

○寺口貴広生活環境課長 増額の割合ですけども、今お話のありましたとおり、燃料の高騰等の影響によりまして各事業委託料が増額となっておりますが、それぞれ事業ごとに異なりますが、全体の平均としましては9%程度増額となっております。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

○金兵智則委員 今回、廃棄物業務委託なんですけれども、これ4つの業務になった、去年から見ると随分中身が減ったような気がするんですけども、それって何ででしたかね。

○寺口貴広生活環境課長 今回、昨年の債務負担と比べまして減額となっている理由といたしましては、昨年12月に破碎リサイクル施設と最終処分場の埋め立ての業務委託につきまして、12月の時点で先に債務負担行為の補正をさせていただいたことから、今回の分で減っているところでございます。

○金兵智則委員 昨年度、し尿収集、運搬とかというのが入っていた気はするんですけども、それって今年に入っていないんですか。

○寺口貴広生活環境課長 今回、し尿収集につきましては、他の施設の維持管理業務の中の全体の中の債務負担の中に入っております。もともと一般廃棄物の処理の関係につきましても、従前は市の公共施設等の維持管理の債務負担の全体の中で債務負担の補正を取っていたところなんですけれども、昨年度、令和6年度につきまして、従前と入札方法等が変わったということから、別出しで債務負担行為の

補正を行わせていただいたところで、その際につきましては、同じ係の所管しているし尿処理も含めて出させていただいたところではあったんですが、今回につきましては、廃棄物、ごみに限定した形で別枠で出させていただいて、し尿処理の収集、運搬につきましては、従前のおり、他の公共施設の維持管理等と同じ中で債務負担の補正を出させていたところでございます。

○金兵智則委員 そしたら、この一般廃棄物等処理に係る業務委託契約ではなくて、ほかの債務行為のところに入っているということなんですね。

○寺口貴広生活環境課長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員 ちなみにそれってどこに入っているんですか。

○寺口貴広生活環境課長 資料の、一般会計の一番上の段の市庁舎及び公共施設等の維持管理の中に含まれているものでございます。

○金兵智則委員 去年までは一般廃棄物等処理に係る業務委託契約に入っていて、今年度からは庁舎及び公共施設等管理委託契約に……昨日、これ総務の管轄になってしまうので、昨日議論がされていないし説明もされていなかったように僕は記憶しているんですけども、そういうものなんですか。

○寺口貴広生活環境課長 令和5年度以前までの契約、債務負担の補正の際につきましては、その一番上の段の全体の中に含まれていたということから、今回も同じような取扱いとさせていただいたところでございます。

○金兵智則委員 昨日の議論ですから、ここでとかくいう話ではないような気がしますけれども、値上げの理由の中にもたしかその答弁はなかったような記憶を僕はしているので、それってとても不親切な、ここで言うことでもない気がするんですが、なんか腑に落ちない感じがするんですが、副市長、これってそういうものなんですかね。これ、担当課に聞いてもしょうがない話になってくるような気がするんですが。昨日の値上げの中にそういう説明があれば、まだ納得がいくんですが、値上げの理由の中にもそれは入っていなかったですよ。それってとてもとても議会の答弁としていかなものなのでしょうか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時40分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

○後藤利博副市長 ただいま、金兵委員のほうからお話ございました件でございますけれども、以前は廃棄物処理の関係も、第1行目の庁舎公共施設等の管理委託業務のほうに全て入れた形での資料でございました。昨年、一般廃棄物処理については、別出しをしたんですけども、今回、この一般廃棄物処理については、12月に先に債務負担を受けたものもございましたので、それ以外の部分を今回出して、それ以外のものは元に戻した形ということで、資料、説明並びに大変足りない、丁寧な説明になっていないという部分については謝罪をさせていただきます。

今後この部分については、わかりやすいような資料、説明に心がけてまいります。

○金兵智則委員 今後はより丁寧にやっていただけると、僕らにも議決責任がありますので、議決した結果わからなかったではちょっと済まされないとこがありますので、お互い見える形できちんとやっていきたいというふうに思いますので、今後よろしくお願いいたします。

それで今回、これ3年ということの、これプロポーザルじゃないです、債務負担行為ということで、これから業者さんも多分入札関係で決めていく、今年度中に契約するという形なんですけれども、その入札方法はこれまでどおりと変わりはない、去年1年間やった方法ではなくて、その前の段階にまた戻るといったような形なんですかね。

○寺口貴広生活環境課長 令和7年度以降の事業者の選定方法でございますが、今回につきましても一般競争入札という形で実施をさせていただきたいと考えております。

○金兵智則委員 それは3年間の一般競争入札という形で行うということですよ。

○寺口貴広生活環境課長 令和6年度は単年度、1年間で一般競争入札で行っていましたが、今回につきましては、令和7年度から令和9年度の3年間という形で、また同じく一般競争入札で行うという考えでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

一般競争入札を継続するというので、これ、ちなみに何か変わっていることというのはあるんでしょうか。入札の中身とえばいいんでしょうか、条件というのは、何か変わっていることはあるんでし

ようか。

○寺口貴広生活環境課長 契約期間が令和6年度は単年度でしたが、そこが3年間になったこと以外は特に変更はございません。

○金兵智則委員 一般競争入札に参加できる範囲も特に変わりはなくやっていくといったような、去年と同じ、同条件だということです。

○寺口貴広生活環境課長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

今、一般競争入札で3年間ということですので、債務負担限度額からは安くなる可能性も出てくるのかなというふうに思いますが、その方法でやっていくということで了解しました。理解はします。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

○古都智則委員 ごめんなさい、今回一般廃棄物処理からの、以前、先に議決されたということは、破砕りサイクルが外れて、先日プロポーザルも終わったと思うんですけれども、プロポーザルのやり方等々について、今後委員会で何かやるとか、そういう予定とかあるんでしょうか。

○永本浩子委員長 やり方。

○古都智則委員 検証ですね。透明性を確保したのかどうかというところの検証が必要だと思うんですけれども。それはありますか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

ただいまの古都委員の提案に関しましては、後ほどまた委員会のほうで、皆さんと相談して決めていきたいと思います。

それでは、次に進んで大丈夫でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では次に、議案第15号令和6年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、債務負担行為補正について説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 議案資料5号、24ページを御覧ください。

3、債務負担行為の補正の2段目、国民健康保険特別会計につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、令和7年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、今年度中に契約が必要であることから、債務負

担行為の追加補正を行うものであり、内訳、限度額につきましては、国保市町村事務処理標準システム保守委託契約167万7,000円、健康診査等各種委託契約3,651万9,000円となります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

○金兵智則委員 せっかくですから聞かせてください。健康診査等各種委託契約、これ契約、何本も入っているんですかね。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 全部で7本でございます。

○金兵智則委員 多分去年から見ると若干、400万円ぐらいですかね、増額になっているのかなと思うんですけれども、各その7本が、それぞれ値上げという形なんですかね。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 主なものとしまして、特定健診の委託料のほう若干値上がりしていますので、そちらのほうと、保健センターで行っているミニドックのウェブとコールセンターの委託料のほう、今回4月1日から早めにやることになりましたので、そちらが追加ということになっております。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

○古都宣裕委員 先ほど来、委託等の契約で、今この中に7本あるという話だったんですけれども、特に今回の審査として、私としては別にいいんですけれども、今後のものとして来年以降も比較する必要性があると思うので、今定例会中に資料として、後ほどでもいいんですけれども、頂くことを要求したいと思います。

○永本浩子委員長 資料の請求には全委員の賛同が必要なんですけれども、古都委員が今提案された資料の提出を求めるということで、異議のある方がいらっしゃいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

どうでしょうか、資料の提出。7本のということで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

7本の内訳をお願いしたいということですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、後ほどということで、資料の請求をお願いいたします。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。

○永本浩子委員長 次に、議案第18号令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、債務負担行為補正について、関連がありますので説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 同じく資料5号、24ページを御覧ください。

3、債務負担行為補正の5段目、後期高齢者医療特別会計を御覧ください。

補正の理由及び内容でございますが、令和7年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、今年度中に契約が必要であることから、債務負担行為の追加補正を行うもので、内訳限度額につきましては、健康診査等各種委託料880万8,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑ございますか。

○古都宣裕委員 ごめんなさい、さっきのだけというわけじゃなくて、もうこの際まとめて各種等ってなっている、昨日の庁舎及び公共施設等はこっちの管轄ではないんですけれども、そうしたのも今後の資料としてしっかりと、次回以降の参考資料となるので、そうした詳細は別表でいただきたいと思いますが、私たちの文教民生の分に対してはここで諮って、全部をそういうふうにしていただくというふうに諮っていただきたいと思います。

○永本浩子委員長 それでは皆さま、文教民生委員会関係分に関しては、詳しい資料をつけていただきたいということで、資料請求のほうはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ理事者のほうもよろしく願いいたします。

ほかに質疑。

○金兵智則委員 今、資料出していただけるところですので、でもここでね、決めなきゃいけないところもあるので。

これはちなみに何本あって、増額結構していますよね、去年から見ると増額しているので、その理由についてお伺いしたいと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 こちらのほうは3本ありまして、大きく増減しているのは、先ほどの補正でもあったとおり、後期高齢者の健康診査の委託料のほうの、受診者が増えた形での関係で増えており

ます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部関係分、議案第15号令和6年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第18号令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第14号中、社会福祉施設管理運営事業、総合福祉センター管理運営事業について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 すいません。議案資料36ページを御願います。

令和6年度網走市一般会計社会福祉総務費、総合福祉センター管理運営事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、総合福祉センターの施設管理に係る経費につきましては、指定管理者である網走市社会福祉協議会に委託料として支出をしておりますが、原油等の高騰により燃料費及び電気料が当初の想定を上回ることが見込まれるため、必要な経費を追加補正するものであり、金額は重油代で59万7,000円、灯油代で3万円、電気代で25万円、合計で87万7,000円となります。

2の補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりとなり、財源内訳は全額一般財源となります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、介護保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金についてと、議案第17号令和6年度網走市介護保険特別会計補正予算が関連しておりますので、一括して説明を求めます。

○小沼寛人介護福祉課長 議案資料37ページを御覧願います。

令和6年度一般会計高齢者福祉費、介護保険特別会計繰出金の補正予算につきまして、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、令和6年度における介護給付費が……失礼しました。介護給付費の実績が当初の見込みを下回ることに伴いまして、市が負担する公費分の介護保険特別会計への繰出金が減額となるため、次の経費を減額補正するものであり、金額につきましては1,050万円となります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2、補正額に記載のとおりであります。

続きまして、議案資料45ページ、46ページを御覧願います。令和6年度介護保険特別会計、居宅介護サービス給付費外2事業の補正予算につきまして、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和6年度における介護給付費の増加及び減少が見込まれるため、次の経費を補正するものであり、金額につきましては、減額となるものが、居宅介護サービス給付費6,700万円、地域密着型サービス給付費2,000万円、増額となるものが、居宅介護サービス計画給付費300万円となり、以上3件の増減合計で8,400万円の減額補正となります。

給付費の減少が見込まれる要因であります、通所リハビリテーション事業所、地域密着型特別養護老人ホームや認知症グループホームなどにおいて、利用者数が見込みを下回ったことや、新型コロナウイルス感染症などの罹患によりサービス利用の休止があったことなどの影響と考えられます。

一方で、増額が見込まれる居宅介護サービス計画給付費につきましては、ケアプランの費用として居宅介護支援事業所に給付されるものであり、給付件数が見込みより増加したものです。

2の補正額でございますが、歳出予算における給付費ごとの補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、（1）歳出予算の①居宅介護

サービス給付費、②居宅介護サービス計画給付費、次ページの③地域密着型サービス給付費に記載のとおりとなります。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、（2）歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

○古都宣裕委員 すいません、これはどの自治体も全て、すべからく減少しているものなのか、今の説明の中では、網走市において居宅サービス介護等のニーズ、計画人数が少なかったからというところから起因して減額になったものなのか、どちらなんですか。

○小沼寛人介護福祉課長 他の保険者の内容については、現時点では数値は持っていませんが、当市に関しては、令和6年度の当初予算において、このような給付の人数あるいは給付費になるのではないかとといった予定の見込額を、先ほど言ったような理由でそこまで伸びなかったというか、そこまでいかなかったので給付費を減額させていただき提案をさせていただいているところでございます。

○古都宣裕委員 国が全部減額したわけじゃなくて、網走の計画より人数が下回ったからということで理解をしたんですけれども、となると、見てみると、計画給付費としてこっちは逆に増額になっているということは、ニーズとして計画を立てて、今後の中に入ってくる人数は増加しているであろうというところが見てとれるんですけれども、それが市の計画よりも多かったということなんですけれども、にも関わらず、今度利用者のところにつながっていないというのは、潜在ニーズとしてはたくさんあるんだけれども、実際にはそこにつながっていないということが見てとれるのかなと思いますが、その辺はどうですか、

○小沼寛人介護福祉課長 計画のプラン代につきましては、在宅の方の介護サービスを利用した月に定額報酬として給付されるものでありまして、例えば1か月の中で、コロナで週に1回通っている方が半分になったとしても、計画給付費自体については変わらないといったような形になります。利用する曜日によっては、先ほど委員おっしゃられたとおり、サービスのニーズ的には今後上がってくるだろうといった部分はあろうかと思います。原課のほうで

は、介護サービスに対する需要と供給のバランスというのは現時点では結構ぎりぎり均衡しているといった認識もございますので、介護人材不足等によって今後必要な人にサービスの提供ができないといったことがないように、介護人材の取組についてはしっかりと行っていきたいというふうに考えてございます。

○古都宣裕委員 前回の一般質問等でもやったんですけれども、なかなか計画とか、ケアマネさんとかまでつながっても、その先のデイケアだとか施設までつながるといのが、ハードルが高く、足踏みしている人が多いように見受けられ、私の周りでも実際にそういう人たちがかなりいるというところを見てくると、せっかくこうした形でサービスを使って、市税を、国でやっているんですけれども、そういった税金も投入している中で、あるサービスが必要な人に手が届いていないというもどかしさというのはこちらもあるし、原課の皆さんもあると思うんですけれども、それをなんとかしたいなという思いの下やっていた中で、減額になったのが果たしていいのかどうなのかという、減額に対する受け止めというのはどういうふうな、答えづらいかもしれないですけれども、受け止めだけちょっと伺います。

○小沼寛人介護福祉課長 今回の減額の部分ですが、令和6年度の4月から報酬改定がございまして、見込みで、加算等についても最大限全ての事業所が加算を取ったとするといったような形で、予算については計上させていただいております。現時点での決算見込みを見ますと、そこまで加算等、通っていない事業所もございまして、伸びていない部分等があったりとか、先ほど言いましたコロナ禍の問題ですとか、通所リハビリテーション事業所の見込みが伸びなかったといったような部分があつての減額ということになってございます。

先ほども言ったとおり、原課としてはニーズと、需要と供給のバランスについては、ぎりぎり均衡しているという認識ですので、今後についてもしっかりと必要な人にサービスが提供できるような形で、様々な取組を行っていきたいというふうに考えてございます。

○永本浩子委員長 それでは次に、質疑ございますか。

○金兵智則委員 今のやり取りで大方わかったんですけれども、この例えば居宅介護サービスですと

か、減額した部分で受けたかったけれども受けられないという方は、いらっしゃらないということではないんですね。需要と供給のバランスが取れているということは、減額、何らかの理由で本当は利用したかったけれども、できていないという人はいないという理解でいいということですね。

○小沼寛人介護福祉課長 デイサービスですとか、ヘルパーの事業所の聞き取りをしている中では、やはり曜日によっては、その日についてはもう定員が結構いっぱいなので違う曜日に変えてくださいとか、そういうような話を聞いてございます。なので、そこは介護人材の取組をしっかりと進めて、しっかりと介護サービスを提供できる体制を今まで以上に整えていく必要があるのかなという認識はございます。

○金兵智則委員 よくわからなかったという正直な答弁なんですけれども、利用、ニーズがなくて減額してしまうというのは致し方ないというふうに思うんですよね、見込みよりは少なかったと。本当は利用者もうちょつというかと思ったけれども、もうその加算もないしということで減額なんですけれども、本当は利用したい人はいるけれども、その曜日の関係で、その人はその曜日にしか行けないけれども、そこがいっぱいだからということであれば、違うね、その需要と供給のバランス的には合っていない部分もあるというところなんだと思いますので、その辺に力を入れてほしいと思いますけれども、この人手不足の中で、そこにどう力を入れていくかというのはまた難しい課題なんだと思いますけれども、そこら辺はしっかりと把握されているんだというような理解をしたいと思いますので、これ以上は何も言わないんですけれども、その辺はしっかりとしたものは持っているということを信じて通したいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今回の訪問介護の報酬が変わったことによる影響というのはないんでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 訪問介護につきましては、ヘルパー事業所への聞き取りですとか、給付実績のほうを確認させていただいておりますが、昨年度と比較して、その報酬改定を理由に影響があったといったような話は、ほとんどの事業所からも聞いてございません。

○村椿敏章委員 今回の報酬の減額というのは、大都市圏にある介護事業所が、報酬が多いだろうとい

うところで下げていったようなんですが、特に地方のほうは移動に結構時間かかったりして、その移動費のほうにはその報酬が反映されないというふうに聞いているんですけれども、その辺はどうなんですかね。かなり厳しいのかなと私たちは思っているんですけれども、その辺の声は聞こえてこないですか。

○小沼寛人介護福祉課長 ヘルパー事業所への給付の御質問ですが、基本的に在宅に行きサービスを提供する時間での報酬というふうに認識しますので、そこに関する移動の経費等々については報酬の中には入っていないといったようなことかなというふうに認識しております。

○村椿敏章委員 やっぱりその辺が入っていないということで、ぜひ事業所が続けていけるように、そこについても国に求めるか、または市として独自で援助していくということも必要なのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 在宅サービスの根幹にあるのは、やはりヘルパーのサービスだというふうに捉えておりますので、必要な方に必要な事業所がしっかりとサービスを提供できるように取組と、必要に応じて、そのような状況については必要な取組をしていきたいというふうに考えてございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、新型コロナウイルスワクチン接種助成事業、新型コロナウイルスワクチン接種助成事業について説明を求めます。

○本橋洋樹健康推進課長 議案資料39ページを御覧願います。

令和6年度一般会計健康管理費、新型コロナウイルスワクチン接種助成事業の補正予算につきまして、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、令和6年10月から65歳以上の高齢者を対象に定期接種として実施しておりますが、接種者数が当初より下回る見込みであることから、次の経費を減額補正するものであり、金額は3,075万円となります。

接種者数が見込みよりも減少した要因としましては、通知方法やワクチンの接種体制が変更となったことや、無料であった接種費用について、新たに自己負担が生じたことなどの影響が考えられます。

2の補正額についてですが、減額する3,075万円の財源内訳は、(1)歳出予算に記載のとおり、国庫負担金が2,075万円、一般財源が1,000万円となります。歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上で終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

○古都宣裕委員 これ始まる時、むしろ増えているんだぐらい、接種者数がというような説明も受けてたんですけれども、お金が発生するようになったらやっぱり減ったというところで、これ、何名を予定していた結果、実際何名ぐらいだったんですかね。

○本橋洋樹健康推進課長 当初の接種見込み予定人数は5,500人を見込んでいたところですが、令和7年度の1月末で接種者数は1,553人、接種率は14.1%であります。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

○金兵智則委員 補正額を見た感じだと、半分ぐらいは接種したのかなというふうに思ったんですけれども、14.1%でも減額はこれぐらいにしかないんじゃないでしたっけ。

○本橋洋樹健康推進課長 まだ3月まで接種終わっていない部分もありますので、今後発生する可能性もありますので、余力の部分を残してこのぐらいの減額の補正としております。

○金兵智則委員 余力を見込んで、何人分を残しているんですか。

○本橋洋樹健康推進課長 今回の補正に関しての予定人数としましては、3,000人と見込んでおります。

○金兵智則委員 1月末までで14.1%、1,500人、この後の2月、3月、2か月で同じぐらい受けるという見込みだということなんですね。

○本橋洋樹健康推進課長 予定ではそのように見込んでおります。

○金兵智則委員 わかりました。ぎりぎりにしといってくれとは言えないので、多く持っていないですから、理解はしたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかの質疑ございますか。

○古都宣裕委員 ごめんなさい、今の質疑で、こ

れ、じゃあ3月末で年度が変わりましたと言って、残った予算というのは繰越明許になるのか、それとも今回みたいに減額補正をもう一度かけるのか、どういう形になるんですか。

○本橋洋樹健康推進課長 3月末で精算終わりましたら、不用額となります。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○本橋洋樹健康推進課長 議案資料24ページを御覧に願います。

令和6年度一般会計債務負担行為の補正、各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約につきまして、御説明申し上げます。

3、債務負担行為の補正の表の一般会計の上から3番目、各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約につきましては、令和7年度における各種ワクチンの供給及び接種業務を円滑に進めるため、今年度中に契執り進める必要があることから、7,098万6,000円を限度額といたしまして、補正するものであります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは次に、議案第17号中、要介護認定訪問調査委託契約、ぴったりサービス保守点検契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○小沼寛人介護福祉課長 議案資料の23ページから24ページ、資料5号を御覧願います。

議案第17号令和6年度介護保険特別会計、債務負担行為の補正、要介護訪問調査委託契約外1件につきまして御説明いたします。

24ページ3、債務負担行為の補正の中段、介護保険特別会計に記載のとおり、令和7年度における介護保険業務を円滑に進めるため、今年度中に契約事務を執り進める必要があることから、要介護認定訪

問調査委託契約として495万円、介護保険申請システムのぴったりサービス保守点検契約として65万4,000円を債務負担行為の限度額として補正するものです。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

○金兵智則委員 この要介護認定訪問調査委託契約が若干今年度は下がっているというふうに理解するんですけれども、この理由って何ですかね。

○小沼寛人介護福祉課長 委員御指摘の委託契約につきましては、介護認定調査のうち、継続される方に限定して居宅介護支援事業所や介護施設に調査委託を行っているものでございます。

委託料が減っている理由でございますが、令和3年度に介護保険法の改正がございまして、それまで最大36か月だった認定有効期間が、48か月に延長されているため、令和8年頃までは継続申請に係る調査の件数が減るような見込みとなっております。

○金兵智則委員 わかりました。

あと、ちなみにお伺いしますけれども、ぴったりサービスの保守点検、これ同じ金額になっているんですけれども、どのぐらい使われているものなんですか。

○小沼寛人介護福祉課長 ぴったりサービスについては、介護保険の申請等に限定しますと、高齢者の方が対象となつてございますので、年1件程度の利用にとどまっているといったようなことでございます。

○金兵智則委員 これまで大体年1件ぐらいだったんですね、実績としては。それに65万4,000円、なくなったら困るものだから致し方ないという理解でいいでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 こちらのマイナポータルにありますぴったりサービス、マイナンバーカードを利用して行うシステムということになってございまして、全国の市町村が介護保険の手続についてはそのようなシステムを構築し、使っていただいているものですので、来年度についてもシステムについての保守点検については、必要であるというふうに認識してございます。

○金兵智則委員 致し方ないのかなというふうに思いますし、逆にね、これから増えていくかも、そういう操作に慣れた方々が高齢者になっていけば増えていく可能性もあるのでね。大事にしなければいけ

ないということで、理解をしたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中、健康福祉部関係分、議案第17号令和6年度網走市介護保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第25号網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○岩本純一子育て支援課長 議案資料63ページ、資料12号を御覧願います。

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明いたします。

1の趣旨であります。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、保育所等との連携に関する特例の新設及び家庭的保育事業者等の食事の提供の特例に関する要件を変更するため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

2の内容であります。一つ目としまして、保育所等との連携に関する特例の新設につきましては、保育連携協力者を確保するなど要件を満たすと認められるときには、当該連携施設を確保しないことができるようにするものでございます。

二つ目としまして、食事の提供の特例に関する要件の変更につきましては、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても、要件を満たすことができることとするものでございます。

3の施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行しようとするものであり、連携施設に関する経過措置といたしまして、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を5年間延長するものでございます。

改正部分につきましては、64ページから66ページ

の新旧対照表のとおりとなります。

なお、当市において本条例が適用となる家庭的保育事業等に該当する施設はございません。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第25号網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定されました。

それでは、ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第14号中、中学校施設改修費、中学校冷房設備整備事業について、繰越明許費補正が関連しておりますので説明を求めます。

○高橋善彦学校教育課長 それでは、議案資料の42ページを御覧願います。

令和6年度一般会計補正予算のうち、中学校施設整備費、中学校冷房設備整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、国の補正予算を活用し、全ての中学校の教室等に冷房設備を整備するため必要な経費を追加補正するものであり、金額は、実施設計委託638万円と設置工事費1億9,506万7,000円の合計2億144万7,000円となっております。

なお、年度内に事業の完了が見込めないため、事業費の全額を翌年度に繰越ししようとするものでございます。

小学校の冷房設備につきましては、昨年の第1回定例会におきまして補正予算を御承認いただき、本年3月末を工期としまして、現在大詰めを迎えているところでございます。

今回は全ての中学校につきまして、翌年の令和8年3月末を工期として冷房設備の設置を進めようと

するものでございます。

中学校における設置箇所及び台数でございますが、全普通教室に各1台、職員室には各2台、校長室に各1台の合計66か所に71台の設置を予定してございます。

次に、2の補正額でございますが、事業費2億144万7,000円の財源内訳につきましては、国庫補助金5,604万7,000円、市債1億4,540万円となっております。歳出歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、記載のとおりでございます。

また、3の繰越明許費の内訳につきましては、事業費2億144万7,000円を全額翌年度に繰り越すするものでございます。

説明につきましては以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

○金兵智則委員 中学校にも冷房がつくと。スケジュール的なことで、中学校5校ありますけれども、夏に間に合うところはないということで、少しでも間に合うところはないんでしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 流れとしましては小学校と同じような形で進めますので、まず実施設計を、4月早々に発注しまして、その工期が大体7月末を想定しておりますので、そこから本体工事の発注という流れになりますので、小学校と同様、翌年の3月末を工期としまして、さらにその次の年の夏から利用が開始できるものと考えてございます。

○金兵智則委員 小学校もついたよという御報告を僕も受けましたけれども、使ったところを見たことないという小学生ばかりですので、少しでも、どこか1か所でも間に合えばいいかなと思って、できる限り早く進めてほしいなということを要望したいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、屋外スポーツ施設管理運営事業、市営スケート場管理運営事業外5事業について説明を求めます。

○佐藤潤一スポーツ課参事 議案資料43ページを御覧ください。

令和6年度一般会計スポーツ施設費、市営スケート場管理運営事業外5事業の補正予算について御説

明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、燃料費及び電気料金の高騰のほか、業務委託費の増加と修繕原材料費の高騰などによる経費の増加、また、利用料収入が想定よりも減少していることから、収支不足が見込まれるため、次の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、市営スケート場燃料費等430万円、レークビュースキー場燃料費等1,160万円、市民健康プール燃料費等980万円、スポーツ・トレーニングフィールド燃料費等560万円、屋内ゲートボール場燃料費等50万円、オホーツクドーム燃料費等250万円の合計3,430万円を負担金として計上するものでございます。

2の補正額の各事業の歳出予算は、議案資料43から44ページに記載のとおりで、財源は全額一般財源となっております。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございますか。

○金兵智則委員 物価上昇等ということもわかりますし、利用料収入が少なくなったという御説明もありましたので、ざっくり言うと、スキー場なんて、あれだけオープンするのが遅くて、燃料費、光熱水費でこんなに必要なのかなと思いますけれども、多分利用料収入が減った分なんだと思うんですね。去年も同じ補正をやっていますので、当初予算も少し令和6年度は令和5年度よりたしか上げている状況もあった中で、こういう状況なんですけれども、光熱水費、その燃料費の高騰の部分が賄えなかった部分と、多分利用料収入が大幅に減った部分を全てこれ合算されているので、どういうふうに見たらいいか。ここの施設は利用料収入のほうが少なくなってくる分が多くなっていますとか、電気代ここは多く使うようになりましてとかというのを、なんか一つ一つとは言わないんですけども、ざっくりで構わないんですけども、もう少しわかりやすい説明を少しいただいてもいいですか。

○佐藤潤一スポーツ課参事 中身の内訳という形になりますけれども、利用料収入については、まず施設、全ての施設合計した額で言うと、今不足が見込まれる額がおおよそ920万円となっております。そのうち、お話にありましたスキー場については、オープンの遅れ等もありまして、約490万円不足すると見ております。ほかの施設につきましては、プール

130万円、スポーツ・トレーニングフィールド160万円、オホーツクドーム140万円が利用料収入の内訳という形になっております。そのほか、大きなところとして、燃料費については、施設合計で490万円、燃料高騰によるところでございます。電気料につきましては、施設の合計で910万円、電気料の高騰の部分という形になります。その他、委託料、消耗品修繕料につきましては、労務単価の上昇と、あと、指定管理者において軽微な修繕だとか自分たちで補修等を行っている部分がちょっと増えておりまして、これら合計して565万5,000円というような内訳となっております。

○金兵智則委員 わかりました。

電気代が思ったよりも多くかかっているんだなということもわかりました。収入が足りない部分ももう少し多いかなというふうなイメージもありましたけれども、今の説明で理解したいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

○古都宣裕委員 これを見ていて、今の説明で営業収入が足りない部分も補填しているんだなというのがわかったんですけども、それにしても燃料、光熱費がどれぐらいかというの、通年の施設もあれば、スキー場やスケート場の部分もあるところを見ると、よくわからないと。今スキー場だと大体490万円ほど足りない中で、ここから490万引いて、その部分の燃料費、光熱費等を見たとしても、スキー場で通年じゃないですので、この数か月、2、3か月の部分、2か月ということはないですね、3か月か4か月部分を見たとしても、もう結構光熱費等を見ているのかなというふうに思っているんですけども、それはこうなんだろう、施設によって月々かかるのはそれぞれ違うのはわかるんですけども、市営スケート場等を見ると、スケート場ってそんなに管理棟に対して燃料、光熱費がすごくかかるものなんですかね。これだけ見ると、結構大きい金額だなというふうに思ってしまうんですけども。どれぐらいがというのが、それを混ぜられると本当によくわからないんですね。それもうちょっと具体的に書いていただかないと、ちょっとわからないかなというのがあるんですけども、その辺どうなっているんですかね。

○佐藤潤一スポーツ課参事 スキー場、スケート場につきましては、電気料の増という部分が大きいんですけども、これについては、冬季の施設ではありますけれども、電気料等の基本料がどうしても年間を通してかかってしまいますので、今、その分の増分で、スキー場で400万円、スケート場で170万円という額で見込んでおります。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 スキー場ですね、今年も遅れて2月に入ってからの開設になったと思うんですけども、雪が少ないところについて、今後降雪機を導入するとか、そういうことを考え出したほうがいいのではないかなと思うんですけども、どうでしょう。

○永本浩子委員長 今回の議題とはちょっと違う内容かと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ございますか。

それではお諮りいたします。議案第14……

○栗田政男委員 すいません。これね、毎年見直しをしっかりとやるということなんですけれども、今説明を聞いていて不意に思ったんですけども、例えばスキー場なんかとんでもなく、あれは何十キロ契約しているの。リフトがあるので、相当な契約だと思うので、それは夏季の間は切っちゃえば、その分の基本料って発生しないんだけども、どういうふうになっているの。

○佐藤潤一スポーツ課参事 すいません、ちょっと今、契約が何キロかということまでちょっと押さえていなかったんですけども、夏季の間切ったとしても基本料の半額がかかって、高圧受電設備は半額がかかっているという形になりますので、今のところはわずかにちょっと使っている部分もあるので、切れていないという状況です。

○栗田政男委員 契約半分が継続するというのは、そんなことにはなっていませんよ。それ勘違いしているんじゃない。冬の間電源を切って、1回契約を解除して、再度またお願いするということも可能だと思うんですけども、半分が基本料金を払わなくちゃいけないということになっていないと私は認識していますが、どうなっているの。

○佐藤潤一スポーツ課参事 高圧受電設備については、例えば市営球場のナイター設備等もそうなんですけれども、野球場については逆に冬の間を切っておりまして、それはスポーツ課のほうで支出をしますが、冬の間も半分、基本料の半分がどうしても

かかってくるという形になっております。

○栗田政男委員 すごく金額大きいので、やりくりによってはいろいろと電気事業者との話し合いですが、民間では既にいろいろな手法で、この部分は基本料かからないようなことを検討しながら進めているのは、当然。ちょっとさ、井的なんだよね、あなた方の言っていることは。非常にこの予算づけも全体を見ていて、これは業者さんとの話し合いを、適時補正という形ですから、どうですかという話し合いをしているんですけども、言うなれば、業者さんのほうからこれぐらい足りなくなるという要請があって、それを検討してこうやって予算計上しているということなんでしょうか。

○佐藤潤一スポーツ課参事 指定管理者のほうから、実際1月時点での決算見込みというものを出示いただきまして、それを基にやっております。今回の補正負担金につきましては、実際には決算をもって、その決算の収支不足の不足分を補填するという形を考慮しておりますので、今回の補正要求額全額の支出を決定しているものではないという形になります。

○栗田政男委員 何か答弁がよくわかんないんですけども、もうちょっとわかりやすく……要はさ、これ同じ指定管理者が受けている事業なので、合算してものを考えているような雰囲気が見えるんですけども、各事業は別のものですよね。契約もこれ、合算で契約しているの。それとも別々に契約しているの。

○佐藤潤一スポーツ課参事 網走市体育施設としての指定管理については、市民健康プール、スポーツ・トレーニングフィールド、オホーツクドーム、市営スキー場、スケート場の5施設を合算した形で契約をしております。

○栗田政男委員 つまり判断基準としては、全部合算で見なくちゃいけないという、相対的に赤字も含めて、黒字も含めて見なければいけないという認識でいいのかな。

○佐藤潤一スポーツ課参事 委員のおっしゃるとおりでございます。

○栗田政男委員 そういうことが、僕の言う井なんだよね。だって、事業所がみんな違うんじゃない。やっていること、みんな違うよね。その場所場所でやっぱりきちとした決算があって、これ税金投入しているんだよ。そういうふう考えたときに、やっぱりもうちょっとしっかりとした根拠がないと、

全体を、赤字のところもあるから、こっちの部分でプラスになるなんていう考え方というのは、これはもう前から僕指摘、予特でも指摘してますし、おかしいのではないかなと思うんだけど、全然直す気はないという認識なのね。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時58分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

栗田委員の質疑に対する答弁から。

○佐藤潤一スポーツ課参事 今回の補正の内訳、各施設ごとの内訳につきましては、市民健康プールにつきましては、利用料収入減額による部分が130万円、燃料費については250万円、電気料について300万円、委託料について50万円、消耗品費について100万円、修繕料については60万円、今回収入が増えることによる納付消費税の増分として90万円、合計980万円です。

スポーツ・トレーニングフィールドにつきましては、利用料収入の減が160万円、人件費については110万円、燃料費が30万円、電気料が30万円、委託料が50万円、消耗品費が90万円、修繕料が40万円、納付消費税分が50万円、合計560万円です。

オホーツクドームにつきましては、利用料収入の減が140万円、燃料費が110万円、合計250万円となっております。

スキー場につきましては、利用料収入減による部分が490万円、人件費が100万、燃料費50万円、電気料が400万円、委託料10万円、消耗品10万円、納付消費税が100万円、合計1,160万円です。

市営スケート場につきましては、人件費で50万円、燃料費が20万円、電気料が170万円、委託料が30万円、消耗品費が50万円、修繕料が70万円の消費税が40万円の合計430万円となっております。

屋内ゲートボール場につきましては、燃料費が30万円、電気料が10万円、委託料が5万5,000円、納付消費税が4万5,000円、合計50万円となっております。

○栗田政男委員 詳細については報告いただきました。

電気代、さっきおっしゃったように、工夫次第ではまだ安くできる余地もあるのかなというふうに思いますし、それを研究して、少しでも使わないときのそういう固定経費というのは少なくするのが当たり前だと思うので、研究をしていただきたいの

と、今報告があったように概算で、やっぱりこれ概算にならざるを得ないところもあるんだと思うんだけれども、その結果、指定管理者の人たちは決算報告をした上で次の予算組みというか、次の年度の予算組みをしているという理解でよろしいですか。

○佐藤潤一スポーツ課参事 まず、指定管理の指定に当たっては、現在6年間の指定をして、6年間の債務負担、予算をしているところでございます。それに従っての予算、指定管理者側での予算組みというのがあるかと思えます。

ただ、今回のように、燃料費、電気料高騰等もありますことから、中間年での委託料、3年目での委託料の見直しを予定しておりまして、その際には、こういった部分も考慮した上での再積算というものをする予定でございます。

○栗田政男委員 指定管理者はちょっと僕もわからないんで教えてほしいんですけども、決算報告というのは毎年度受けていますよね。それに基づいて今みたいな話が出てくるんだと思うんだけど、決算報告というの、この指定管理者制度の場合はないんですか。

○佐藤潤一スポーツ課参事 指定管理者につきましては、毎年度決算報告を受けております。

先ほどもお話ししましたが、決算報告で中身、再度精査して、その際に収支不足が見込まれる場合に今回の負担金、不足分の補填という形で支出を予定しているところでございます。

○栗田政男委員 決算報告はしっかりと受けていますから、その数字に基づいてしっかり予算組みをしているという理解でいいですね。決算報告が来ないということではないよね。必ず市のほうに提出されて、その上で、そういう契約内容になっているという理解でいいです。

○佐藤潤一スポーツ課参事 委員おっしゃるとおり、毎年度決算報告、また実績報告を合わせた形でもらうことになっております。

○栗田政男委員 先ほどね、ばらばらのほうがいいという話をしましたが、それは私の持論ですから、今の制度がどうのこうのという話にはならないので、まとめるならまとめて、今の体制でやるも構いませんが、何度も言うように、受けている業者さんがマイナスになってしまったら何にもならないですよ、この事業って。やはりしっかりとした手当てをする。だから補正をするのは全然私は悪いことではないと思うんですが、本当にその使用用途も全部

含めた透明性は絶対に持たなければいけないと思うんですよ。金額も今回みたいに大きな金額になってますから、補正にしてはやっぱり大きいと思います。この全体のものを管理してもらっているにしても、やはりそれなりの根拠がしっかりと必要なので、全体に説明不足というか、しっかりとした説明をしていただかないと、我々内容がわからないと判断できないんですよ。そういうことで、今後はいろいろあるんでしょうけれども、場合によっては資料要求もしたいと思いますので、今回は口頭でいただきましたけれども、ペーパー等の資料要求もしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中、教育委員会関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして、決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

それでは、ちょうどお昼になりましたので、昼休憩を挟みまして、再開は午後1時からいたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

次に、高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書提出要請について、審査を行います。

皆さんの御見解をお示してください。

○村椿敏章委員 この要請をさせていただいたんですけども、今この高額療養費の医療制度の医療費を上げると、限度額を上げるというところで、今まで患者が病院に何とか通っていったところが行けないような状況に陥ってしまうのではないかとということで、がん患者の会とか、いろいろなところの団体がこの制度の撤回を求めたりしていて、政府のほうは一部修正とかというふうに言っているんですけども、実際には、やはり上げていくという考えは全く変わっていないということで、ぜひ高額療養者、全国で795万人、このうち多数回該当者というのは155万人しかいないと。そんなに当たらないところが640万人で、さらに上限額に加えて、かかった医

療費の１％を負担しなければならないということで、相当な経済的負担がかかっているという状況です。

ぜひ委員の皆さんには採択をお願いしたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○古田純也委員 私は、この高額療養費制度というのは、大変医療費負担を補填してくれるというふうには、身内も活用してありがたい制度だなと思ってはいるんですけど、現状を維持するためには、やはり社会保障費が枯渇している部分を見ると、今後保険料が上がってくるのではないのかという部分も懸念、考えられます。今、国でも26年、27年度の凍結を表明されたので、今後ちょっと国の動向を重視しながらこの問題を考えていきたいなと思っておりまので、すぐにはちょっと答えが出せないのので、私の意見としましては継続で。

○永本浩子委員長 それではほかに。

○里見哲也委員 今まさしく国会で審議されているところでありまして、今の状態はちょっと立ち止まって考えるのがいいかなと思いますので、採択ということでお願いします。

○古都宣裕委員 私もこれは採択でよろしいかと思います。高額療養費制度、一定の金額で歯止めをかけている中、それをさらにこの経済上昇の中引き上げようというのはまた間違いではないかなと。

同時に、今フリーライドというのが問題になっていまして、行政サービスのただ乗りのように、国民ならまだしも、国外の人がそれをただ乗りのように制度の悪用をしているというのも見受けられるので、国としてはまずそういったところを止めつつも、国内でまず負担を強いる前にそういったところをやっていくのが先ではないかなと思うので、まず採択して地方から声を上げるべきではないかなと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに御意見いかがでしょうか。

○金兵智則委員 僕もこの件に関しては採択すべきだと思います。今、国会のほうも議論していますし、今日の午前中でしょうか、与党、公明党からもこれは国民の理解が得られていないという話も出ていました。ちょっと立ち止まるべきではないかという与党からも出ていたということで、国の動向を見る、見ないというのは気持ち的にはわかりますけれ

ども、今の状況に対して地方から声を上げていくというのが請願、陳情、要請ですので、国の動向の方向性が決まってから出すんだったら全く意味がないものですよね。その辺はちょっとよく考えて答えを出していただきたいなと思います。

○栗田政男委員 まさしく昨日総理が答弁していて、制度を維持するためにはしようがないみたいな答弁していたけれども、これもね、そんなことをやっていたら日本ってどうなるのかなというような気がしますね。言っている言葉は、もっともなことですし、医療というのはやっぱり国民の生命を守る意味では平等に国民はその享受を受けなければいけないので、制度としてはやっぱりぜひとも採択していただいて、委員間討論に入りたいんですが、古田さん、何とかこれはお願いできないかなと。

○永本浩子委員長 ただいま、栗田委員のほうから委員間討論という提案がございましたけれども、皆さん、委員間討論ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これから委員間討論を始めたいと思います。

○栗田政男委員 どうでしょうかね。金兵委員から言われたことがごもっともな話なので、これは一つの地方の声として届けて、その上で国が判断する話なので、また国の議論はまた別問題ですから、私たちとしては、やっぱりこの要請を通したいなというふうに変えていただけると助かるんですが。

○古田純也委員 どちらの目線で考えるかという部分を考えると、患者側だとやっぱり制度の維持というのは必要なことだし、保険料を負担するということを考えるとまた上がるという部分を考えるんですけども、じっくり考えると、やっぱり地方の声を反映させるという意味では、先ほどの継続というお話もさせていただきましたけれども、私も採択で。

○永本浩子委員長 では、古田委員も採択ということで、全員一致ということで、この高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書提出要請については採択ということで、そのように決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者退出のため、暫時休憩いたします。

午後１時07分休憩

午後 1 時 07 分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

次に、請願第15号大空町に広域ごみ処理施設を新設することに関する請願について、審査を行います。

この請願は、令和6年12月5日に当委員会に付託され、12月6日に審査いたしましたが、継続審査となっております。今回で2回目の審査となりますので、結審がつかない場合は審議未了、廃案となります。採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。

それでは、皆さんの御見解をお示してください。

○村椿敏章委員 この請願は、大空町のごみ処理施設を考える会というところから出たわけですが、大空町の建設場所はなくなったというところで、1番の部分は再検討されたということにはなっています。しかし、将来的に、この2番のふさわしい処理施設を適切な規模と方式で新設することということについては、やはり今回の撤回を含めて、今後どういう形でいけばいいのかということを議会の中でもしっかりと議論していくということを考えたら、この請願について採択をして議会側の意思を示すというのも大事なのかなと思っております。そうということで、採択ということです。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○古田純也委員 この事業自体白紙になっている事業なので、どう審査するかということもありますが、私は事業自体ないので不採択で。

○古都宣裕委員 1に対しては、事業自体が白紙になって、今再検討をまさにされているところなので、それについてはそのとおりなのかなと思うんですが、私は、これは採択してよろしいかと思えます。

というのも、今、村椿議員が話したように、2の将来的にふさわしい処理施設を適切な規模と方式で新設することとあります。私たち委員としてもメタンコンバインドというものは見ていませんけれども、メタン処理施設は見てきました。その中で、果たしてこのメタン方式が本当に適切なのかというのは、皆さんの中で疑問が生まれたところだと思います。そうした意味でも、この2の願意をしっかりと通すことで、私たち自身も協議会に全て任せるのではなく、各自治体の一つの議員としてしっかりと目を光らす意味でも、この願意というのはしっかりと通していく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに御意見いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、採択と不採択の2つの意見が出ておりまして、意見の一致を見ておりませんので、大空町広域ごみ処理施設を新設することに関する請願については、廃案ということで決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは次に、選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書提出要請について、審査を行います。

こちらも2回目の審査となりますので、結審がつかない場合は審議未了、廃案となります。採択もしくは不採択どちらかでお答えください。

○村椿敏章委員 この意見書についても私たちが出させてもらったんですけれども、やはり今、日本の国がこういう別姓制度になっていないというふうに、本当に残り少ない国になってしまっていて、日本だけではないかと言われております。選択できるわけですから、ぜひ、経団連の方々もこれについては賛成もしていますし、こうして一つ一つ地方から声を上げていくことが大事かなと思うので、採択を皆さんよろしく願いいたします。

○永本浩子委員長 ほかに御意見。

○里見哲也委員 私、前回、この件、不採択と表明しましたが、この間いろいろ勉強させていただいて、ちょっとひっくり返すことになりますけれども、採択ということでお願いします。

○永本浩子委員長 ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

○古都宣裕委員 私もこれは採択でよろしいかと思えます。2019年に住民基本台帳への旧姓併記が可能となりましたけれども、旧姓を名乗ることで不利益をなくし、利便性を高めるのはとても大切なことだと思います。

ただ、同時に何者であるかを証明する日本の戸籍システムというのを維持しなくてはならないということも同時にある中で、今回のこの願意というのは法制化を早期に求めるということで、そういった部分、均衡等いろいろな部分も含めてしっかりとそう

した整備を進めてくださいということなので、願意を書くべきかと思います。

採択をお願いします。

○永本浩子委員長 ほかの方はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書提出要請については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定いたしました。

それでは、ここで意見書案の作成になりますので、暫時休憩いたします。

午後 1 時14分休憩

午後 1 時15分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

意見書案の内容を、サイドブックのほうの文教委民生委員会のフォルダに2種類入れてありますので、確認をしていただきたいと思います。

皆さん、御確認していただきましたでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書提出要請、選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書提出要請については、委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、これで文教民生委員会を終了いたします。

午後 1 時16分閉会